

# 関東農村医学会雑誌投稿規程

1. 原則として、関東農村医学会で発表したもので、原著・症例報告・その他とする。著者は依頼原稿を除き本学会会員に限る。
2. 本誌に掲載された論文の著作権は本学会に帰属する。
3. 論文の様式：原著は要旨・緒言・対象・方法・結果・考察・結論・文献・図表、症例報告は要旨・緒言・症例・考察・結論・文献・図表の形式を備えたものとする。その他もこれに準ずるものとする。  
題名・著者名（共著者名）・所属を和文および英文で記載する。  
キーワードを5つ以内記載する。
4. 論文の長さ：図表を含めて一般論文は16,000文字以内、特別講演は20,000文字以内とする。なお、図表は1枚につき500文字相当を減ずる。図表は本文に挿入しないで別に添付する。
5. 論文の書式：原稿はMS Word等のワードプロセッサソフトウェアを使用して、常用漢字・新仮名づかい横書きで作成する。用紙の設定はA4判縦長とする。  
外国人名・地名・化学物質名などは原語を用い、一般化したものはカタカナで表記する。省略語を用いるときは専門外の読者に理解できるように留意する（原綴を併記するなど）。字句を略して表記する場合は題名、要旨および本文中の初出の所で、必ず原綴に續いて（ ）内に適切な略語を表記する。図表は作表、作図ソフトウェアで作成して、それぞれにタイトルをつけ、Excel®などの元データも添付する。写真（論文中では図に含める）は画像ファイル（jpg形式）を基本とする。なお、写真及び図はカラー印刷が可能であるが表は白黒とする。これらは本文とは別に表のみのファイル、図のみのファイル、写真のファイルとして用意する。表は白黒とするので、白黒印刷でも判別しやすく作成する。
6. 文献は次のように記載する。著者名は3人まで記し、それ以上は他または et al とする。また、引用箇所に番号をつけ、末尾に一括して引用順に並べる。誌名を略記する場合は出典雑誌の定める略名を使用する。また、外国のものはIndex Medicus所載のものを用いる。

## （1）雑誌の場合

著者名：表題名。雑誌名 卷数：頁～頁、発行年。

- [例] 1) 渡辺英伸、梨本篤、石原法子、他：病理からみた消化管の悪性病変と皮膚病変。胃と腸 18 : 465-478, 1983.
- 2) Hall TJ, Blackstone MO, Cooper MJ, et al : Prospective evaluation of endoscopic retrograde cholangiopancreatography in the diagnosis of periampullary cancers. Ann Surg 187 : 313-317, 1978.

## （2）書籍の場合

著者名：書名（分担者名：主題名。編集者名：書名）、版数、（発行地）、発行所名、発行年、頁～頁。

- [例] 1) 多田正大、川井啓市：小児の消化管内視鏡検査法。医学書院, 1983, pp75-88.
- 2) 日野恭徳：ヘルニア。山城守也（編）：高齢者の手術とケア。医学書院, 1983, pp285-290.
- 3) Fisher RA : Statistical Methods for Research Workers, ed 11, London, Oliver & Boyd, 1950, pp98-101.
- 4) Winawar S, Lipking M : Proliferative abnormalities in the gastrointestinal tract. in Card WI, Creamer B (eds) : Modern Trends in Gastroenterology, ed 4, London, Butterworth & Co, 1970, p65.

## （3）Webページを引用する場合

引用番号）著者名、タイトル、発表年；引用元のURL（アクセス年月日）

[例] 1 ) 厚生労働省各種統計調査・政策統括官付参事官付保健統計室, 厚生労働省医療施設動態調査（令和5年4月末概数）, 2023/6/30 ;

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/m23/is2304.html> (2023.7.15 アクセス)

7. 投稿原稿の採否は、編集委員会が決定する。編集委員会は投稿原稿について訂正を求めることがある。
8. 原稿の受付：本文、表、図、写真毎のファイルをE-mailに添付して送付する。
9. 投稿先および締切り日は、関東農村医学会の開催学会長が決定する。
10. 別刷は30部を無料で進呈するが、それ以上は投稿者の実費負担とする。
11. 利益相反 (conflict of interest)：臨床試験（医薬品、医薬部外品、健康食品、医療機器等）に関する論文は利益相反関係（例：研究費・特許取得を含む企業との財務的関係、当該株式の保有、公的研究費に基づくかどうか等）の有無を本文の最後に明記し、著者全員の利益相反関係を明記した書面に署名を付して編集委員会に送付する。利益相反関係がある場合には、関係する企業・団体名も明記する。
12. 論文の内容がヒト由来試料を用いた研究や臨床研究の場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を遵守し、所属する施設等の倫理審査で承認を受け、その旨を本文中に記載する。

#### 附 則

- この規程の改定は、平成24年3月1日から実施する。  
この規程の改定は、平成26年3月1日から実施する。  
この規程の改定は、平成30年3月1日から実施する。  
この規程の改定は、令和4年3月1日から実施する。  
この規程の改定は、令和5年3月1日から実施する。  
この規程の改定は、令和6年3月1日から実施する。  
この規程の改定は、令和7年3月1日から実施する。